

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東日本旅客鉄道株式会社
代表者：代表取締役社長 深澤 祐二
所在地：東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業
種 類：自動車駐車場の設置
- 対象事業の所在地
所在地：東京都港区芝浦四丁目、港南二丁目、高輪二丁目、三田三丁目の
各一部

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度地点では環境基準を上回り、本事業による寄与率が高く、また到達範囲も広いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の一層の低減に努めるとともに、事後調査において詳細に検証し、報告すること。

【騒音・振動】

- 1 各街区における建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。
- 2 関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、夜間において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の影響を低減するよう努めること。

【風環境】

本事業では新駅と一体的に広場や歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実行するとともに、事後調査においても調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じること。

【廃棄物】

計画建物の建設に伴う建設廃棄物等及び事業活動に伴う事業系廃棄物について、建物用途別に排出量、再資源化量等を予測しているが、本事業は、複数の街区が存在しかつ各街区の規模が大きいことから、街区別に排出量、再資源化量等を予測・評価すること。

【温室効果ガス】

- 1 本事業は、C40（世界大都市気候先導グループ）が推進する「クライメット・ポジティブ開発プログラム」に日本で初めて参加が認められた事業であることから、環境保全のための措置を積極的に導入するとともに、本事業が低炭素都市の実現に向けた先導的な事例となるよう努めること。
- 2 環境保全のための措置に挙げられている自営電力使用、再生可能エネルギー利用設備等の様々な対策について、導入の結果と具体的な効果を、事後調査において詳細に報告すること。